

相馬支援学校の教育課程の抜本的見直しに係る
改善及び必要な方策等について

(答申)

令和元年 8 月 2 9 日

新しいカリキュラムを創造するプロジェクトチーム

<目次>

はじめに…1

第1章 相馬支援学校の教育課程における現状と課題

1. 「教育課程の編成の原則」及び「教育課程編成における共通的事項」等の現状と課題…2
 - 資質・能力に関すること
 - 知的障がい教育における教科等の考え方
 - 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
 - これからの方向性として
2. 本校の子どもたちの教科等の学びの課題…3
 - 知的障がいの各教科における課題
 - 教科等の学部段階の接続及び授業時数について
3. 学習評価及び各種様式における課題…4
 - 本人にも分かる学習評価
 - 各種様式等について課題
 - 年間指導計画
4. 子どもに学校生活、学校や地域の実態に応じた教育課程への課題…6

第2章 育成を目指す資質・能力の充実方策—何ができるようになるか—

1. 学校で育成を目指す資質・能力の考え方…7
 - 学校における育成を目指す資質・能力の整理
 - 知・徳・体を軸に資質・能力を整理
2. 相馬支援学校における育成を目指す資質・能力…8
 - 本校として貫く「思考力・判断力・表現力等」としての考え方
 - (1) 本校の「思考力・判断力・表現力等」…8
 - (2) 「確かな学力」に関すること…9
 - (3) 「豊かな心」に関すること…10
 - (4) 「健やかな体」に関すること…11
 - (5) 「自立活動の指導」に関すること…12
3. 資質・能力を実現するための学校教育目標…13
 - 常に社会に対応した柔軟に反映できる学校教育目標の提案
 - 学校として育成を目指す資質・能力を踏まえた学校教育目標の方向性
4. 今後の先生方との共通理解のために…16

第3章 各教科等の指導における考え方—段階に基づき、内容を履修するために—

1. 知的障がいの各教科における連続した確かな学びのために…17
 - 各教科の個別の指導計画の考え方
 - 各教科等を合わせた指導の考え方
 - 個別の指導計画における各教科等を合わせた指導の評価の在り方
 - どこを学んだのか—学びの履歴—
 - 教科の履修のために
 - 自立活動の指導の現状と課題
 - 本校の自立活動における様式上の課題
 - 幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むために

2. 年間授業時数に対する考え方…24

- これまでの年間授業時数の示し方の課題

第4章 児童生徒の調和的な発達の支援の充実方策—子どもの発達を踏まえた指導—

1. 調和的な発達の支援のために…26

- 調和的な発達を支えるための3つの枠組みと11項目
- 発達を支える指導 ◦個別の教育支援計画について
- キャリア教育の充実について ◦キャリア教育シートについて

第5章 具現化するための教育課程の充実方策—実施するために—

1. 具体的な教育課程の方策について…31

- 学校教育目標等の示し方について ◦学部目標についての修正の必要性
- 教育課程編成上の基本方針に育成を目指す資質・能力を明記していく
- 年間授業時数に関しての修正 ◦教育課程上の実施方針について
- 時程表について

*追加資料 通知表の関する様式の在り方について（答申）（R元. 5. 27）…35

はじめに

新しいカリキュラムを創造するプロジェクトチームは、令和元年度4月、相馬支援学校 鈴木龍也校長から「相馬支援学校の教育課程の抜本の見直しに係る改善及び必要な方策等について」の諮問を受け、教務、各学部主事、研修主任、地域支援センター長などの各校務分掌の枠組みを越えたプロジェクトチームを設置し、5か月間（計7回）に渡る審議を重ね、本校の現状と課題を踏まえつつ、それに対しての充実方策をいただきつつ、ここに答申としてとりまとめた。

本校は、令和2年3月には、南相馬市鹿島区内に新校舎が完成し、次年度の4月からは新校舎での学びがスタートすることになる。また、それと同時に新学習指導要領の小学校（小学部）の完全実施となり、中学部、高等部と実施をしていく状況にある。

このような状況の中で、鈴木校長からは、これまでの相馬支援学校の良さを生かしつつ、「例年通り」という形で継続するのではなく、再度教育課程等の見直しを図りながら、継続、もしくは改善すべきは改善していく重要性を示された。また、本プロジェクトチームに対しては「枠を決めないで、夢を語り、夢のあるカリキュラムを作ってみてください。挑戦してください。」との思いが語られた。

つまり、このプロジェクトチームに対しては、現状と課題、学習指導要領等の根拠などを踏まえながら、チーム内で議論し、アイデアを創造し、その方向性を提案していくことが期待されていると言える。学校の中で、各部会、各委員会の立場や役割を超えたチームが結集し、改善及び方策等を検討し、答申を出す例は過去にないと思われる。

また、学習指導要領、学校のビジョン、実際の現場の声や現状を踏まえながら検討、協議し、学校長に提言していくという点では、本答申は大きな意義を有すると考える。

今後、本答申がきっかけとなって、本校の先生方が力を大いに発揮し、子どもたちの学びの充実に寄与できるように各学部、各部、各委員会が協力して、新しい相馬支援学校の取組を推進することを期待する。

また、学習指導要領を踏まえ、資質・能力を育む教育課程の在り方、知的障がい教育における各教科、各教科等を合わせた指導の考え方など、本校の教育課程のみならず、相双地区の特別支援学級、福島県内の特別支援学校等において、ここで示す内容について、知的障がいの教育の充実に関して、少しでも一助になれば幸いである。

第1章 相馬支援学校の教育課程における現状と課題

1. 「教育課程の編成の原則」及び「教育課程編成における共通的事項」等の現状と課題

(資質・能力に関することについて)

- 教育課程の抜本的見直しに基づき、まずは教育課程の基準であるこれからの学習指導要領と照らし合わせて、その基本原則を再確認しておく必要がある。「生きる力」、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」・「自立活動の指導」「育成を目指す資質・能力」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」等について、一つ一つの言葉はよく聞き、何となく説明できる状況にある。
- しかし、その一方で、その一つ一つの言葉と関係性について、根拠に基づいた説明となると難しい現状が見られる。断片的な知識ではなく、一つ一つの言葉とその関係性がどうあるか、学習指導要領に沿って理論的に説明できなければ、学校としての教育課程等において実現に向けた戦略的な計画は難しいと言える。そう言った点でも、学習指導要領で示されている言葉については、一つ一つの言葉だけを捉えるのではなく、言葉と言葉の関係性を捉えながら構造上の立体的な理解が必要であると考えられる。
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）（*以下、学習指導要領解説総則編とする）「第3節教育課程の編成 1 各学校の教育目標と教育課程の編成」において、各学校の教育目標と教育課程編成の在り方について示している。その中で、教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが示されている。また、学校の教育目標を設定する際として留意点としても「学校として育成を目指す・資質・能力が明確であること」と示している。
- 本校の現状として、平成30年度に「育てたい力」として本校の先生方へのアンケートを実施している。しかし、学校としての育成を目指す資質・能力としては整理していない状況であり、上記に示されているように、それを踏まえた学校教育目標の見直しが図られていないことが課題である。

(知的障がい教育における教科等の考え方)

- 学習指導要領解説総則編「第3節教育課程の編成 3 教育課程編成における共通的事項」において、教育課程を編成するために全ての学校に当てはまる共通的事項を示している。言わば全ての学校が守らなければならない、必ず実施すべき内容である。その中で、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱いが示されている。

以下は小学部の例である。

カ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

- 本校の教育課程での課題として、小学部、中学部、高等部は、教科別の指導の授業時数以外は、生活単元学習や作業学習等で授業時数を示されている。つまり、各教科等を合わせた指導において、上記にある履修すべき各教科等がいつ、どこで、年間で何時間学んでいるのか不明瞭である課題が見えてきた。また、「履修」という点で考えた時、その「履修」のさせ方に教師の得意、不得意、単元の偏りなどで「履修内容」に偏りが無いのか、その点の課題があり、見直していく必要があると思われる。

(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)

- 学習指導要領解説総則編「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができる旨が記載されている。その中で、道徳科や特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意することであると示されているが、本校の教育課程を再度見直すと改善すべき事項が見られた。

(これからの方向性として)

- このように教育課程の抜本的な改革は、決して目新しいことを行い、やみくもに教職員の負担感を増やす試みではない。学習指導要領の基準性に従って再度理解を深め、取り組むべき内容については見直しを図りながら、その基準性を満たし、そこから学校の特色も交えながら一人一人の先生方が本校の教育課程を自分事として捉え、説明できるか、その点が課題になってくると考える。

2. 本校の子どもたちの教科等の学びの課題

(知的障がいの各教科における課題)

- 各教科のどの段階まで学んだ児童生徒なのか、どの領域を学んできて、どの領域はまだ学んでいないのか、各教科の個別の指導計画の目標を設定する際に悩んでいる教員が多い現状である。引継ぎは担任間同士に任せられており、段階等がシステムとして引き継ぐ体制が整っていないのが現状である。
- また、本校の児童生徒だけでなく、地域の小・中学校の特別支援学級から来た児童生徒がどこまで学んだのか、どの領域を学んできているのか、その生徒の実態を把握し、どう授業をし

ていくかが課題であることが校内の経験者研修の研究授業でも話題になった。

- 本校で学ぶことは、基本的に知的障がい特別支援学校における各教科を取り扱い（一部小学校や中学校の内容を取り扱う発展的な指導はあり得るが）、個人の実態に応じて、各教科のそれぞれの段階でしていくことになる。学びの連続性の視点でいくと、入学する際に確実に段階を引き継ぎ、継続した指導ができるようにすることが重要である。
- 子どもが学ぶ領域や教科について、担任によって得意な教科だったり、領域のばらつきがあったりする。例えば、生活単元学習では「作る」活動が中心となって図画工作の教科の内容に偏ったり、国語で例えると「聞く・話す」の領域が多く、「書く」の領域が少なかったりとすることもある。昨年度の取組で、本校小学部の年間指導計画については、領域をバランスよく設定し、実施する試みをしている。共通的事項における知的障がいにおける各教科の履修という観点から、今後参考になる取組である。

(教科等の学部段階の接続及び授業時数について)

- 各学部で教科の授業時数の設定を始め、教育課程についてのバランスが悪いことが挙げられた。例えば、小学部は、重複障がい学級の教育課程において、教科別の指導で国語・算数を教科で設定しているが、重複障がい学級の中学部・高等部では設定しないことがあるなど、その学びの系統性において整理できていない状況が見られる。また、その理由として、「重複障がいのある生徒は教科が難しいから生活単元学習にする。」と言う声もあるなど、学びやすさからの指導形態の選択なのであれば説明はできるが、教科の代わりに生活単元学習を選択するという意識さえ感じられることがある。また、仮に学びやすさからの指導形態として選択した場合でも、日々の展開案等で教科の目標が示されず、単元ごとの学習評価もできていない現状が多いと考える。
- また、授業時数の配当に関しても、全体における国語・算数（数学）の時間はどうなのか、発達段階に応じた授業時数の配当があるのではないか（小学校では、低学年に国語の授業時数が多い）。これまでの授業時数をいったん見直し、検討していく必要があると考える。

3. 学習評価及び各種様式における課題

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等に改善及び必要な方策等について（答申）平成28年12月中央教育審議会（*以下、中教審答申（H28.12）とする）」の中では、学習指導要領の枠組みの見直しについて、従来の学習指導要領が、「教員が何を教えるのか」という観点であったことが、指導の目的を「何を知っているか」とどまらず「何ができるようになるか」まで発展させることを妨げていると指摘している。
- しかし、知的障がい教育の各教科については、「何を教えるのか」という視点についても、段階による明確な目標設定や学習評価を確認していくシステム上の体制がないことから、教える

内容についても個々の教員の実態把握の力量と感覚に頼らざるを得ない状況であった。その点では、段階に基づいた目標設定と「何が身に付いたのか」という学習評価ができる各教科の個別の指導計画の検討が必要である。

- 指導の目的を「何ができるようになるか」まで発展させるには、授業を資質・能力で整理していくことが必要となってくる。そのためには、学校としての育成を目指す資質・能力を明確にし、そこから本校の各教科の資質・能力へ、さらに学級の授業で目指す資質・能力とつながっていくのではないかと考える。また、明確になった資質・能力をしっかりと育むために「どのように学ぶか」という視点で、主体的・対話的で深い学びの実現を図っていくことも合わせて必要となってくると考える。その点では、今年度、研修部で行っている取り組みが基礎となると考える。

(本人にも分かる学習評価)

- 学習指導要領解説総則編「第4節教育課程の実施と学習評価3 学習評価」の中では、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが述べられている。また、中教審答申（H28.12）の中でも、教員には子どもたちが行っている学習にどのような価値があるのかを認め、子ども自身にもその意味に気づかせていくことが求められるとしている。
- その点において、学期ごとの学習評価等については、教員の指導改善や保護者向けの評価は行われているものの、小・中学校等のように本人に向けた学習評価は弱いことが現状としてあった。これまでの知的障がい教育における教員や保護者だけが分かる評価の在り方ではなく、本人が分かり、実感し、次の学習への意欲が湧くことができることが大切であると考えられる。
- 鈴木校長から、小・中学校の子どもたちが学期末に「通知表」を見て自分の学習を振り返るような形ができないだろうかとの方向性の示唆があった。今後、本校としても「通知表」などを創造していくことで、子どもたちにとっても実感できる、子どもたちが通知表を家族に見せて話し合える場等が創造できることで、より学習評価が充実し、日々の授業の充実につながっていくと考えられる。

(各種様式等について課題)

- そもそも個別の教育支援計画、個別の指導計画、年間指導計画等の各種様式に関しては、教育課程を柱としてその実現のために必要な様式である。様式等から議論を始めるのではなく、骨格となる教育課程についての改善や方向性を明確にした後に、その実現に向けた各種計画の見直しが必要となる。
- その際、あれもこれも大事だからという詰込みではなく、そもそも何を実現するための計

画なのかを改めて考える必要がある。個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成目的と内容の違い、個別の指導計画における各教科の考え方と自立活動の計画の目標設定などの手続きの違いを踏まえ、各種様式にてシンプルに実現できるようにしていくことが重要であると思われる。

(年間指導計画について)

- 年間指導計画について、小学部は各学級担任、中学部、高等部は教科担当で作成している。学部によって作成の仕方が違う。学習指導要領解説総則編では、各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して、具体的な指導内容を設定する必要があることを示している。
- つまり、学校内での育成を目指す資質・能力のもとに学校としての見通しを明確にしていく必要がある。また、教員が、多くの時間を費やした年間指導計画が、果たして使えるものになっているのか、必要な教育内容等が教科横断的な視点で組み立ててあるか、その視点で年間指導計画の修正等が必要である。教育活動の質の向上を図っていくためのカリキュラム・マネジメントが必要であると考えられる。

4. 子どもに学校生活、学校や地域の実態に応じた教育課程への課題

- 今の時間割等が、子どもの学校生活にあった時間割になっているのか、また、学校が新しい場所になるにあたり、始業時間、下校時間等の調整が必要である。また、学校や地域の実態も異なることから、これまでの学習内容を実態に応じて変更調整していく必要があり、指導内容について、修正及び精選が必要だと考える。

1. 学校で育成を目指す資質・能力の考え方

(学校における育成を目指す資質・能力の整理)

- 学習指導要領解説総則編「第3節教育課程の編成1各学校の教育目標と教育課程の編成」において、各学校の教育目標と教育課程編成の在り方について示している。その中で、教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが示されている。これらの考えから、まず学校として育成を目指す資質・能力の整理が必要である。
- どのように学校として育成を目指す資質・能力を明確にするのか、この点を考えるということは、「生きる力」「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「育成を目指す資質・能力」の関係性を立体的に捉え、どの段階での資質・能力を明確にするかという視点で整理するかということが重要になる。
- 今回、考え方の参考にする事例として、大分県教育委員会の『『育成を目指す資質・能力』の三つの柱を踏まえて 行う教育目標の設定・見直し』の資料である。この中には、学校として育成を目指す資質・能力を明確にし、学校教育目標を見直していく例を示しており、知・徳・体で学校教育目標が整理されているケースの例が示されている。
- 学習指導要領解説総則「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割2生きる力を育む学校の特色ある教育活動の展開」の中で、「(1) 確かな学力」「(2) 豊かな心」「(3) 健やかな体」「(4) 自立活動の指導」の実現を図り、児童生徒に生きる力を育むことを目指すとしている。さらに、この(1)～(4)の実現を図り、生きる力を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのか明確にしながらか教育活動の充実を図ることを示している。また、その際、偏りなく実現できるように「(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。」「(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。」「(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」を示し、資質・能力を3つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することを示している。

(知・徳・体を軸に資質・能力を整理していく)

- したがって、大分県教育委員会の取組例は、上記のようなことを根拠に、学校として育成を目指す資質・能力を明確にする際に、「知・徳・体」を三つの資質・能力から整理、明確にした上での学校教育目標の見直しを述べている。また、学校教育目標の安易な見直し、修正ではなく指導要領上に示されているプロセスが大切であることにも触れており、根拠に基づいた取組として、本校の育成を目指す資質・能力の整理していく方向性の参考にできると考えた。

- また、通常の小・中学校に生きる力の実現のためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」と示しているが、学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程」の役割2「生きる力を育む学校の特色ある教育活動の展開」に示しているように、特別支援学校において「生きる力」の実現のためには「自立活動の指導」の実現も必要であると明記され、この点も資質・能力を押さえていく必要がある。なお、その際、自立活動においてもその実現を図るために資質・能力の3つの柱が偏りなく実現できるようにすることとしていることから、学校における育成を目指す資質・能力として整理していけると考える。

2. 相馬支援学校における育成を目指す資質・能力

- 相馬支援学校では、平成30年度に『「育てたい力」調査結果【キーワード】』として教職員にアンケートをとって整理している。関連する項目をピックアップし、学校教育目標、生きる力、学習指導要領（知識・技能、思考力・判断力、表現力等、学びに向かう力・人間性等）で分析している。これらは、本校の教職員の声として、育みたい資質・能力として大切な思いとして捉えることができる。
- これらの声と学習指導要領の基準性を押さえながら、本校の育成を目指す資質・能力として整理することで、先生方の日々の業務の多忙な中で考え、答えてくれたアンケートを有効活用できると考え、それをもとに学習指導要領解説に示されている「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自立活動の指導」との内容と照らし合わせて整理することとする。

(整理していく上での本校の特色：本校として貫く思考力・判断力・表現力等としての考え)

- 本校として、「思考力・判断力・表現力等」に関して、どのような「思考力・判断力・表現力等」を通じて「知識・技能」を深めていくのか、「知識・技能」から「思考力・判断力・表現力等」を深めていくのか、特に大切にしたいと視点と捉えている。
- これらは、中教審答申（H28.12）の中でも、知識・技能中心的社会から、今後の2030年とその先の社会の在り方を見据えた時に必要な柱とするべき力（思考力・判断力・表現力等）として示されていることから、本校としても学校の中心に据え、貫く形で整理していく方向性を重視した。

(1) 本校の育成を目指す資質・能力としての『思考力、判断力、表現力等』

【学びを活用し、協働して、課題を解決していく力】

(言葉の根拠)

- 学校教育法第30条第2項において、「思考力、判断力、表現力等」とは、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力と規定されている。また、「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中教審答申（H28.12）が指摘するように、大きく三つの分類で考えている。

- その中で、自分の考えを形成し、それを表現したり、目的や場面状況に応じ互いの考えを適切に伝え合い、そこから新たな考え、意味や価値を創造していくことを述べている。これらの内容は押さえるべき視点と言える。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から、「思考力、判断力、表現力等」を示している言葉を抜き出すと、“学びの活用”“協働”“協調”“協力”“我慢”“諦めない”“チャレンジ”“やり遂げる”などの言葉考えられた。
- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の「思考力、判断力、表現力等」については、「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」とする方向が望ましいと考える。そして、この思考力、判断力、表現力等を通じて、知・徳・体・自の知識・技能が深まるなどの考え方につなげていくことになると思う。

(2)「確かな学力」に関すること

【本校の育成を目指す資質・能力の3つの柱】

「物事の基礎・基本を理解し、生活で活用できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「自ら課題に向き合い、進んで学ぼうとする力」(学びに向かう力・人間性等)

*「思考力、判断力、表現力等」については、(1)等で述べたように全てを貫いています。

【物事の基礎・基本を理解し、生活で活用できる力】

(確かな学力：知識・技能における言葉の根拠)

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 3 育成を目指す資質・能力」には、知識については、学習を通して個別の知識を学びながら、新たな知識がすでに学んだ知識及び技能と関連づけられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要であることが示されている。つまり、他の場面でも活用ができる確かな知識及び技能であると言える。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「確かな学力」の知識・技能を示している言葉を抜き出すと、“基礎的な知識”“基本的な生活習慣”“10までの概念形成”“時間の理解”“学びの活用”などの言葉が挙げられた
- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の確かな学力における知識・技能については、「物事の基礎・基本を理解し、生活で活用できる力」とする方向が望ましいと考える。

「自ら課題に向き合い、進んで学ぼうとする力」

(確かな学力：学びに向かう力・人間性等の言葉の根拠)

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 3 育成を目指す資質・能力」には、学びに向かう力、人間性等を涵養することについて、どのように社会や世界と関わり、よりよい人を送るかに関わることであり、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定づける重要な要素であるとしている。つまり、どのように自ら課題の事項、問題の事項に向き合っていくか、その点が重要となる。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「確かな学力」の学びに向かう力、人間性等を示している言葉を抜き出すと、“進んで学ぶ”“チャレンジ”などの言葉が挙げられた。
- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の確かな学力における学びに向かう力、人間性等については、「自ら課題に向き合い、進んで学ぼうとする力」とする方向が望ましいと考える。

(3)「豊かな心」に関すること

【本校の育成を目指す資質・能力の3つの柱】

「ルールやマナー、きまりなどを理解し、活用できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「自らの生き方と社会とのかかわりを考え、主体的に学ぼうとする力」

*「思考力、判断力、表現力等」については、(1)等で述べたように全てを貫いています。

【ルールやマナー、きまりなどを理解し、活用できる力】

(豊かな心：知識・技能の言葉の根拠)

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」の中で、豊かな心とは、例えば、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行うなど、他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切にする心であるとしている。
- また、その中で道徳教育の重要性にも触れているが、そこでも道徳教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの意義を自己の生き方とのかかわりで捉えるとともに、必要に応じてそれをよりよいものに発展させていく視点など、法律的な規則やきまりの基盤となっている人間としての道徳的な生き方を問題にするという視点にも留意する必要があるとしている。つまり、規則やきまりなどの基盤及びそれをどう活用していくか、その一人一人の内面にも触れており、その点も含まれていることが大切である。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「豊かな心」の知識・技能を示している言葉を抜き出すと、“マナー”“きまり”“ルール”“対人関係”“学びの活用”などの言葉が挙げられた。
- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の「豊かな心」における知識・技能については、「ルールやマナー、きまりなどを理解し、活用できる力」とする方向が望ましいと考える。

「自らの生き方と社会とのかかわりを考え、主体的に学ぼうとする力」

(豊かな心：学びに向う力・人間性等の根拠)

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」の中で、道徳的な問題や自己の生き方についての課題に直面した時に、自らの「主体的な判断の下に行動」することが大切であるとしている。
- それは、児童生徒が自立的な生き方や社会の形成者としての在り方について、自ら考えたことに基づいて、人間としてよりよく生きるための行為を自分の意志や判断に基づいて選択し行うことであると述べている。つまり、自分が自らの生き方や社会とどう向き合うか考えたり、自ら主体的に向き合ったりすることが大切となってくる。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「豊かな心」の学びに向う力・人間性等を示している言葉を抜き出すと、“社会との関わり” “多様性の尊重” “地域で生きる” “将来を考える” “自己理解・他者理解” などの言葉が挙げられた。
- つまり、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の「豊かな心」における学びに向う力、人間性等については、「自らの生き方と社会とのかかわりを考え、主体的に学ぼうとする力」とする方向が望ましいと考える。

(4) 「健やかな体」に関すること

【本校の育成を目指す資質・能力の3つの柱】

「健康で安全な生活の基礎を理解し、様々な運動に親しみ、習慣化できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「健康・安全で活力ある生活を送ろうとする力」(学びに向う力、人間性等)

* 「思考力、判断力、表現力等」については、(1) 等で述べたように全てを貫いています。

【健康で安全な生活の基礎を理解し、様々な運動に親しみ、習慣化できる力】

(健やかな体：知識・技能の言葉の根拠)

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」の「健やかな体」の中で、学校における体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じて適切に行うことで、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努め、日常生活にて適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるように配慮することが示されている。つまり、健康で安全な生活を送る基礎的な知識や技能、様々なスポーツを知り、その運動に取り組んだり、習慣化したりしていくことが大切となってくる。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「健やかな体」の知識・技能を示している言葉を抜き出すと、“運動” “体力” “健康・安全” “規則正しい生活” などの言葉が挙げられた。

- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の健やかな体における知識・技能については、「健康で安全な生活の基礎を理解し、様々な運動に親しみ、習慣化できる力」とする方向が望ましいと考える。

「健康・安全で活力ある生活を送ろうとする力」

（健やかな体：学びに向う力・人間性等の根拠）

- 学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」の中で、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切であるとしている。つまり、知識や技能だけでなく、積極的に運動していくような体力、言わば活力がキーポイントであると言える。
- このような考え方を踏まえながら、本校の育てたい力として挙げられている言葉から「健やかな体」の学びに向う力・人間性等を示している言葉を抜き出すと、“運動・体力” “積極性” “自ら進んで”などの言葉が挙げられた。
- したがって、学習指導要領を踏まえながら本校として育成を目指す資質・能力の健やかな体における学びに向う力、人間性等については、「健康・安全で活力ある生活を送ろうとする力」とする方向が望ましいと考える。

（5）「自立活動の指導」に関すること

【本校の育成を目指す資質・能力の3つの柱】

「自らの学習上や生活上の困難に対応する力を身に付け、活用できる力」（知識・技能）

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」（思考力、判断力、表現力等）

「自分や他者と向き合い、困難を改善・克服しようとする力」（学びに向う力・人間性等）

* 「思考力、判断力、表現力等」については、(1)等で述べたように全てを貫いています。

【自らの学習上や生活上の困難に対応する力を身に付け、活用できる力】（知識・技能）

【自分や他者と向き合い、困難を改善・克服しようとする力】（学びに向う力・人間性等）

（自立活動の指導：知識・技能、学びに向う力、人間性等に関する言葉の根拠）

- 自立活動の指導においては、個々の障がいの状態や様々な実態の把握から、課題相互の関連を考え、そこから指導すべき課題や今指導すべき目標が整理していくことを今回の学習指導要領では重視している。
- したがって、個々の児童生徒で違うことが前提としてあります。そういった意味でも、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を支える指導としての位置づけを図ることが大

切である。そういった意味でも、ここでは学習指導要領解説自立活動編を踏まえながら、知識・技能、学びに向かう力、人間性等は上記のような方向性が望ましいのではないかと考える。

3. 資質・能力を実現するための学校教育目標

(常に社会に対応した柔軟に反映できる学校教育目標の提案)

- 基本的に学校教育目標に関しては、記述する内容について公的に定められていない。しかしながら、法律や学習指導要領に定められた目的や目標を前提するものであることや、今回の学習指導要領では、学校としての資質・能力が明確であることなどが示されている。学校によっては、生きる力の実現のために「知」「徳」「体」でバランスを見ながら学校教育目標を掲げたり、地域の特色を生かしながら学校の教育目標を設定したりと様々である。
- プロジェクトチームでも、当初、生きる力の実現のために、「知」「徳」「体」「自（自立活動の指導）」での学校教育目標の設定を考えていたが、前述にもあるようにそれぞれで、本校の育成を目指す資質・能力を整理してきた上で、その実現に向けた学校教育目標の見直しにとりかかった。
- その中で、無理に言葉を短くしてキーワード化するのではなく、学校とした大きな枠組みの中で、そのまま3つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）で整理していくで、シンプルかつ、本校として、確実に育成を目指す資質・能力が明確化され、全てがつながり、具現化が図られやすいと考えた。
- さらに、学校教育法等での目指す教育は普遍的であるが、学習指導要領が10年に1回改訂が行われ、社会の変化に対応した児童生徒の育成のためのカリキュラムが提示される。そういった点を踏まえ、カリキュラムが変化するのに、その具現化となる学校教育目標は検討されることなく、そのままであることは、特にこれから変化が激しい時代には対応できず、学校だけが取り残された状態になると考えられる。
- そういった意味でも、学習指導要領の改訂に合わせて、見直し・検討する覚悟をもちながら、学校教育目標を設定していくとよいのではないかという考えが示された。

(学校としての育成を目指す資質・能力を踏まえた学校教育目標の方向性)

- これまでに整理した内容から、生きる力の実現のために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自立活動の指導」で明確にした育成を目指す資質・能力は下記のようにまとめられる。

「確かな学力」に関すること

「物事の基礎・基本を理解し、生活で活用できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「自ら課題に向き合い、進んで学ぼうとする力」(学びに向かう力・人間性等)

「豊かな心」に関すること

「ルールやマナー、きまりなどを理解し、活用できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「自らの生き方と社会とのかかわりを考え、主体的に学ぼうとする力

「健康で安全な生活の基礎を理解し、様々な運動に親しみ、習慣化できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「健康・安全で活力ある生活を送ろうとする力」(学びに向かう力、人間性等)

「自らの学習上や生活上の困難に対応する力を身に付け、活用できる力」(知識・技能)

「学びを活用し、協働して、課題を解決していく力」(思考力、判断力、表現力等)

「自分や他者と向き合い、困難を改善・克服しようとする力」(学びに向かう力・人間性等)

これらを実現するための



学校教育目標(案)として

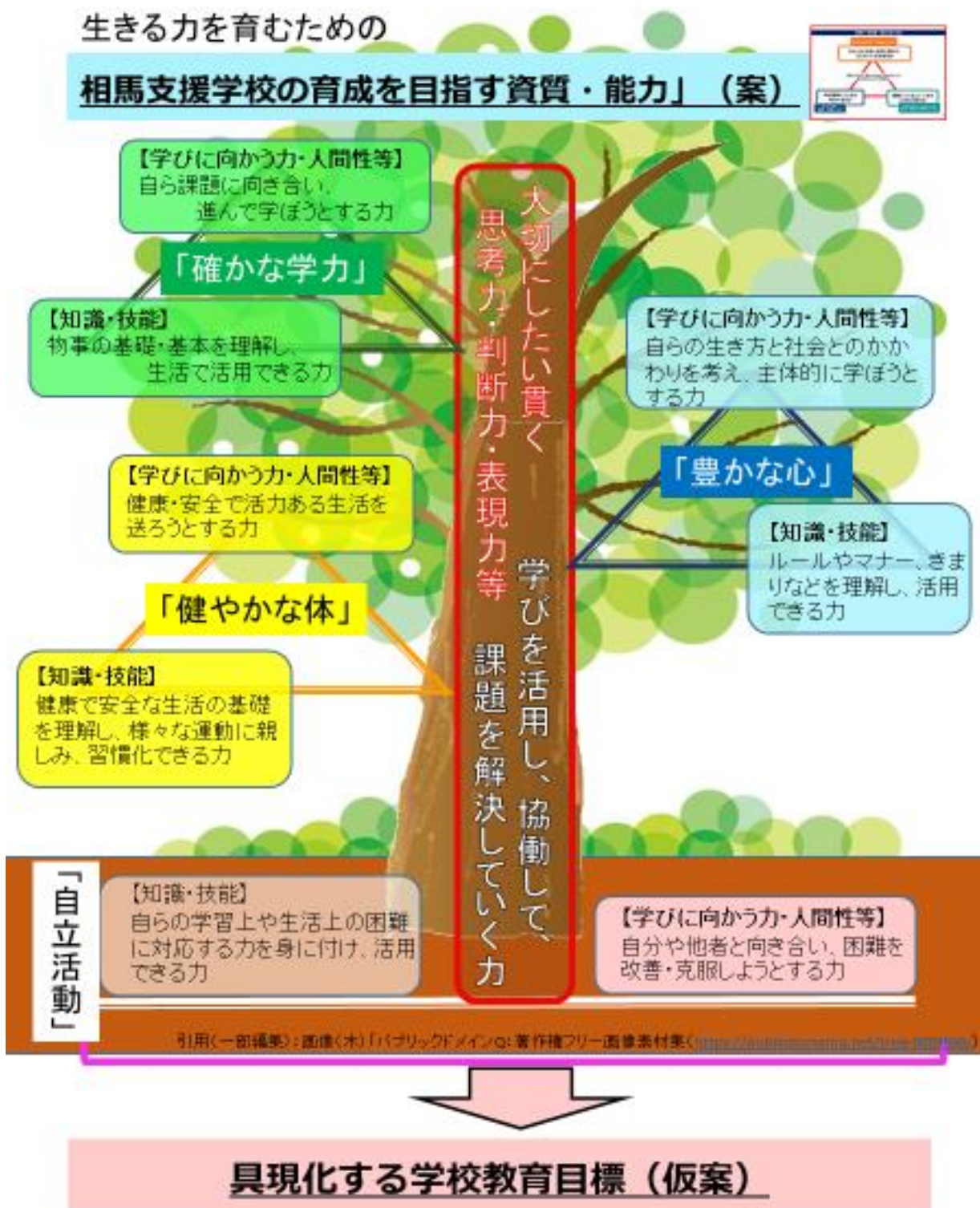
「基礎的・基本的な知識・技能を習得し、活用できる力」(知識・技能)

「自ら考え、協働し、課題を解決していく力」(思考力・判断力、表現力等)

「自ら進んで考え、学ぼうとする力」(学びに向かう力・人間性等)

- この方向性のもとに教育課程を作り、カリキュラム・マネジメントすることで、学校として、育成を目指す資質・能力を育み、本来教育が目指す「生きる力」の実現に向けてと組めることになる考える。
- また、学校教育目標は、「なぜその目標なのか」という質問に対して、これまで答えられう先生方はいるだろうか。「決まっているから」というのがほとんどではないかと考える。そういった意味で、生きる力の実現のために、「知」「徳」「体」「自」において、学校として育みたい力を明確にし、その共有を図ることで、その実現のための学校教育目標であることを説明できると考えている。
- その意味で、学習指導要領解説総則編に示されている教育目標を設定する際には、「学校として育成を目指す資質・能力が明確であること」について、重要であることが改めて分か

った。したがって、学校としての資質・能力を明らかにしないまま、安易に学校教育目標を変更していくことについては、今回の取組みを通して適切でないと言え、そのプロセスの大切さを改めて重視するべきである。



図：「相馬支援学校の育成を目指す資質・能力の明確化と学校教育目標のイメージ図

4. 今後の先生方との共通理解のために

○ プロジェクトチームにて、これまでの議論を重ねながら、ある程度の方向性を示すことできた。基本的には本答申は方向性を示すにしかすぎないのであるが、いずれにせよ、資質・能力、学校教育目標等を決定していく際には、本校の先生方にどう説明していくか、自分事にしてもらうか、などの戦略的な方向性が必要となると考える。

○ 次のような方向が考えられる。

いつ : 8月下旬の職員会議で、プロジェクトチームの答申として、鈴木校長に提出する。それを受けて鈴木校長が判断していく。その際、どんな内容なのかA4一枚程度で概要版をまとめ、ある程度先生方にも共有できる機会を設定する。

だれが : 中心となるのは、教育課程検討委員会等で進めていく。

どのように : 9月(時期は教育課程検討委員会が決定)に、それぞれの学部ではなく、全体で集まり、学校で育てたい力、学校教育目標の案として、プロジェクトチームと連携しながら会を進めていく。学校として、自分事になるように会の運営については、共有する部分、参加する部分など教育課程検討委員会で十分に議論していく。

○ 配慮すべきことは、トップダウンにならないように、本校の先生方で目標を共有し、自分事になるように進めていくことが重要である。それが、自分も大切な学校の一員としての自覚を促し、日々の授業実践だけでなく、学校という枠組みで学部間での連携などへの意識のつながりなど、教育課程を編成していく上で、大切な私たち教員の資質・能力を育むことができるのではないかと考える。

○ このような取組から、まとめ、団結、学んでいこうとする力、若い力など、相馬支援学校がもともと持っている良さを伸ばし、取組を前に進めていく原動力になるのではないかと考える。

第3章 各教科等の指導における考え方—段階に基づき、内容を履修するために—

(相馬支援学校の各教科等を指導する際の現状と課題)

- 第1章において、相馬支援学校の各教科等を指導上の課題として、どの段階まで学んだ児童生徒なのか、どの領域を学んできて、どの領域はまだ学んでいないのか、学校として明確に学習指導要領に基づいて学習している段階の明記やその領域が分かりやすくなっていないことを述べてきた。
- そのことで各担任が目標設定に不安を抱える声も少なくない。また、担任によっては「話す・聞く」中心や「数と計算」中心などのように教科の中で偏ったりすることもある。さらに、各教科等を合わせた指導においては、年間を通して、特定の教科に偏りすぎた内容になっていたりとする場合になることがある。
- これまで、本人の直接的な生活と密接なかかわりが無いという教師側が根拠のもとに、指導の対象にならなかった領域等があると考えられる。このことは、「学習指導要領解説総則編第3節教育課程の編成3教育課程の編成における共通的事項」で、知的障がい教育に示されている各教科について、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させなければいけない基準性からすると説明ができないことが考えられる。

1. 知的障がいの各教科における連続した確かな学びのために

(各教科の個別の指導計画の考え方—段階に基づいた指導目標—)

- 各教科の個別の指導計画の考え方として、小・中学校学習指導要領解説総則編(H29.6)では、次のように述べている。

「特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。」

- この記述から、知的障がいの各教科を取り扱う時には、各教科の段階の目標及び内容を基にして、一人一人の実態の応じた指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画に基づいて指導することが押さえるべき点として述べられている。つまり、個別の指導計画を作成する段階では、どの段階を基にした指導目標なのか記載する必要があると考えられる。

(各教科等を合わせた指導の考え方)

- 学習指導要領解説総則編「第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱い」及び学習指導要領解説各教科等編「第2節知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について」の中で、各教科等を合わせた指導の考え方について、その基準性としてははっきりと明記している。その抜粋が以下である。

- ・第1章総則第8節の3の規定を適用した場合、各教科等の一部又は全部について、合わせて指導を行うことができるようになっている。その際、指導を担う教師が教育の内容と指導の形態を混同し、結果として学習活動が優先され、各教科等の内容への意識が不十分な状態にならないようにしなければならない。つまり、各学校で選択した教育の内容に対する学習を行うために、最適な指導の形態を選択するということを改めて認識した上で、教育の内容に照らした個々の児童生徒の学習評価に努めなければならない。
- ・各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要である。
- ・各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが必要である。

- つまり、これらから明らかになってくるのは、各教科等を合わせた指導においても、教育の内容に照らした一人一人の児童生徒の学習評価をしなければならないことが分かる。学習評価ということは、もちろん一人一人の各教科の指導目標（バランス良く資質・能力を育むために3つの柱）を設定が必要であり、それに準拠した学習評価という考え方になる。

(個別の指導計画における各教科等を合わせた指導の評価の在り方)

- 前述の点を踏まえると、各教科等を合わせた指導という視点での学習評価の際に、活動の中での学習評価が、国語での学習評価、生活単元学習の中での国語の評価というように、その教育の内容の評価が散らばり、指導者側だけでなく、読み手（本人・保護者及び引継ぎ者）にとっても理解しにくい、全体像を再構築（あっちの国語とこっちの国語）して、国語で何が身に付いたのかと、全体的に分かりにくいということが考えられる。
- それを避けるためにも、シンプルに教育の内容（国語、算数、図工…等）で、全ての目標、学習評価をしていけるように様式を見直すことが望ましいと考える。あくまでも、各教科等を合わせた指導は、指導形態であることを忘れてはならない。
- また、個別の指導計画においても、資質・能力をバランスよく育むことができるように、3つの柱を意識した目標設定もしくは表記、「知識・技能」「思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」などの目標に準拠した学習評価の記載についても意識していかなければならない。

個別の指導計画 【様式B】				
+	+	+	+	+
+	指導目標	段階及び領域	○指導内容・方法 ※手立て	評価
+	◎経験したことの中から伝えたいことを思い浮かべ、書くことができる。 ◎自分の思いや考えを相手に伝えることができる。	2 段階、知一 思考一	○写真や絵を手掛かりに思い出を絵や文に書いて、発表する。 (国語)「作文を書こう」 (生活単元学習)「運動会をがんばろう」「公園に行こう」 ※…することで～でき	●自分が活動している写真を手掛かりにして、運動会の思い出などを、自分の思いを表現して書くことができました。友達の前では、声の大きさを調整して発表することができました。

図：各教科の個別の指導計画のイメージ図

参考：福島県特別支援教育センター「コーディネートハンドブック」

(どこを学んだのか～学びの履歴シートの活用～)

- 学習指導要領解説総則編「第3節教育課程の編成3 教育課程編成における共通的事項」において、特に示す場合を除いては、児童生徒に各教科等の内容を全て履修することとしている。このことは、小学校や中学校では、教科書を使用しながら、無意識に全てを履修できるシステムになっており、そこに教師の負担はない。

(教科の履修のために一どの領域、どの程度一)

- 現在の知的障がい特別支援学校においては、その履修の管理は、各担任が過去の個別の指導計画を読み解き、段階を読み解き、指導領域を読み解きなどの膨大な時間がかかるのが現状である。また、その意識もないまま、「保護者が要望している」「この子に必要な内容だから」等、教師自らが領域等を選択し、児童生徒の興味・関心という大義名分のもと、偏った領域ばかりを学ぶことがある。
- このような状況や教員の負担感をなくすためには、福島県特別支援教育センターが平成30年度令和元年度の教育研究「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実」において示した「学びの履歴シート」の活用が大いに問題の解決につながると考える。活用することにより、全体的なその児童生徒の履修状況を把握し、段階に基づいて指導することができる。
- また、何が身に付いたのか、学習評価が全体的に理解できることによって、学習指導要領解説総則編「第2節小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割4 カリキュラム・マネジメントの充実」に示されている個別の指導計画の実施状況の評価と改善が充実し、偏り等が見られた場合は、教育課程等の評価と改善、年間指導計画等の見直し等も行われやすくなる利点も考えられる。

- 一方で、この「学びの履歴」を導入する際には、日々の学習でどれだけ意識して指導してきたかがとても重要になってくる。例えば、各教科等を合わせた指導において、「教えてきたよねえ。」「関連していたよね。」などと、日々の略案等における教科目標や学習評価という根拠がないままに、その教師の主観で段階や領域の学びの到達度が図られることは危険である。
- だからこそ、導入する際には、2学期、もしくは3学期ぐらいから意図的に児童生徒の学習状況を把握しながら確認していく必要がある。それと同時に、どのような基準で段階を達成と見なすのか、については今後も研修部と連動しながら研修及び検討していくことが必要になってくると思われる。

【学びの履歴】										(様式例)	
小学部		学年		氏名		記入日		年 月 日			
	1 段階		習得状況	2 段階		習得状況	3 段階		習得状況	備考欄	
生活	基本的な生活習慣、		..	基本的な生活習慣、		..	基本的な生活習慣、		..		
	安全、		..	安全、		..	安全、		..		
	日課・予定、		..	日課・予定、		..	日課・予定、		..		
	遊び、		..	遊び、		..	遊び、		..		
	人との関わり、		..	人との関わり、		..	人との関わり、		..		
	役割、		..	役割、		..	役割、		..		
	手伝い・仕事、		..	手伝い・仕事、		..	手伝い・仕事、		..		
	金銭の扱い、		..	金銭の扱い、		..	金銭の扱い、		..		
	きまり、		..	きまり、		..	きまり、		..		
	社会の仕組みと公共施設、		..	社会の仕組みと公共施設、		..	社会の仕組みと公共施設、		..		
	生命・自然、		..	生命・自然、		..	生命・自然、		..		
ものの仕組みと働き、		..	ものの仕組みと働き、		..	ものの仕組みと働き、		..			
国語	知識・技能、	言葉の特徴や使い方、	..	知識・技能、	言葉の特徴や使い方、	..	知識・技能、	言葉の特徴や使い方、	
		我が国の言語文化、	..		我が国の言語文化、	..		我が国の言語文化、	..		
	思考力、	聞くこと・話すこと	..	思考力、	聞くこと・話すこと	..	思考力、	聞くこと・話すこと	..		
		書くこと、	..		書くこと、	..		書くこと、	..		
	判断力、	読むこと、	..	判断力、	読むこと、	..	判断力、	読むこと、	..		
		表現力、	..		表現力、	..		表現力、	..		
算数	数量の基礎、	具体物に関わること、	..	数と、	10までの数の数え方や表し方、構成、	..	数と、	100までの整数の表し方、	
		ものともとの対応させること、	..		図形、	ものの分類、		..	計算、		整数の加法及び減法、
	数と、	数えることの基礎、	..	図形、	身の回りにあるものの	..	図形、	身の回りにあるものの形、	..		

引用：平成 30 年度令和元年度の教育研究
「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における 各教科の指導の充実」

(自立活動の指導の現状と課題)

- 中教審答申（H28.12）において、特別支援学校の自立活動において、次のように問題点を指摘している。

・実態把握から目標・内容の設定までの各過程をつなぐ要点を分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立活動における手順の違いや両者の関連を分かりやすく示す必要がある。

・実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定までのプロセスについて、教員の理解が十分でない。

- これらの指摘を受けて、今回の自立活動の改訂が行われ、指導目標・指導内容までの決定までの流れやその例などが、その解説の中でより丁寧を示された。

(本校の自立活動における様式上の課題)

- 本校においても、中教審答申（H28・12）で課題として示されている点が同様に課題として考える。現在の個別の指導計画の様式が下図である。

個別の教育支援計画 様式 3-3

個別の指導計画

【No.3 特別活動・総合的な学習の時間・自立活動】

学部	年	組	生徒氏名	担任氏名
前期の短期目標と評価				
特別活動の記録 ◎:目標 ○:評価				
総合的な学習の時間の記録 ◎:目標 ○:評価				
自立活動の記録 ◎:目標 ◇:手立て ○:評価				

- 目標設定までの流れが見えにくいことから、なぜ、この目標なのか、どんな区分や項目が関係しているのか、課題相互の関連から指導すべき事項及び今指導すべき事項は何か、見えにくい状況になっており、その都度、担当者が過去を見比べ、再度作っていく、思考していくということに時間がかかる状況である。

○ このことから、自立活動の個別の指導計画については、現在の改訂の流れや趣旨を踏まえ、実態把握、課題相互の関連、今指導すべき事項等を整理している福島県特別支援教育センターの「コーディネートハンドブック」を参考に、各教科の様式とは別に整理していくことで、自立活動の指導において整理され、充実した指導及び指導の継続性が高まってくると考えられる。

○ 自立活動の指導において、今回の学習指導要領では、知的障がいのある児童生徒への考え方、その例などを多く記載している。今回の改訂だけでなく、今後 10 年を見据えて、知的障がいにおける自立活動の指導の実践及び検証、整理がとても大切になってくると考える。

方先生の手記

個別の指導計画 【様式B-1】

氏名 建山三郎 学年 小3年 障がいの名等 ASD ADHD 作成日 ××年×月×日

1 様々な実態を的確に把握する

① 障がいの状態、発達や特徴の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ等

- ・字読みのスピードについて、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がやりたいことを優先してしまうことが多い。
- ・教科学習の理解はよく習得も速いが、出し分けに答えたり、友だちに伝えたりしてしまふ。
- ・人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気づかないためにけんかになることがある。
- ・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると持ってきてくるが、突然、友だちの顔に突きつけて驚かせる。
- ・体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまふことがある。
- ・突然的な発言で友だちを泣かせたことを指摘されても、なかなか謝ることができないことが多い。落ちついてから話す。「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。
- ・最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないんだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。
- ・褒めをもらえたり、教員を認められたりすると熱心に応答する。

② 収集した情報を自立活動の区分に即して整理する。

領域の確保	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
△	・失敗した後、自分を責めて不安定になることが多い。	・聴者と話しかけたい、褒められたいという気持ちが強い。	・聞くより見る方が理解しやすい。	・人や物にぶつかる。	・人に話して伝えることが好きである。
		・落ち着いていれば、相手の心づかいがわかるが、その場に行動してしまう。	・周囲の状況を考えることに困難がある。	・道具をうまく扱えないことがある。	・相手の立場を想像することが難しく、自分の感情が多い。

収集した情報を3年後（中学進学後）の姿の観点から整理

- ・保護者は、学習や対人関係についての記述している。
- ・失敗回数が半減すると、学習や生活に対して意欲や自信が低下することが考えられる。
- ・状況に応じて行動を抑制し、身に付けることで、本人も安心して力を発揮できると考える。

2 実態把握に基づいて課題同士の関連と指導すべき課題の整理

【課題同士の関連】

- ・自分の行動がどのような影響を及ぼすかを想像したり、周囲の人の表情や口調から読み取ったりして、適度に抑制して行動することやルールを守るなどが難しいと考える。
- ・周囲の状況を理解したり、自分の体の動きのコントロールが難しくなったりするところから、心身的に不安定になったり、自分ができていることに前向きになったりすることがあると考える。

【指導すべき課題】

- ・自分が行動している周囲の状況の把握、他者とのふれ合いや、状況に応じた行動や状況に応じたコミュニケーションが課題であると考えられる。
- ・分かっていても前向きに行動してしまふこともあることから、自己理解と行動の調整について指導。
- ・自己肯定感が低くなっている様子が見られ、達成できる課題を通して自己効力感を高める。

3 今、指導すべき目標として

○様々な場面を理解する学習やゲーム的な活動を通して、周囲の状況を把握する力を高めるとともに、状況に応じた行動を理解し、期間に使うことができる。

○ルールを意識して、身体を動かすゲーム的な活動を通して、身体の大運動でのボディイメージをつかんだり、複眼的な行動をコントロールするなどの自己の行動を調整したりすることができる。

参考：福島県特別支援教育センター

項目設定

領域	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
行動の基礎	(1) 異なる感覚の識別 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技量 (2) 姿勢保持と運動・動作の持続 (3) 日常生活に必要な基本動作	(1) コミュニケーションの基礎的技量 (2) 言語の理解と表現 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーションの選択と活用
理解	(1) 感覚の特性及び代償手段の活用 (2) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 (3) 認知や行動の選択	(1) 作業に必要な動作と円滑な進行	(1) コミュニケーションの基礎的技量 (2) 言語の理解と表現 (3) 言語の形成と活用 (4) コミュニケーションの選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション

○状況に応じた行動を身に付けるために、学校生活の中で起こる様々な場面を絵で見て、その場面の登場人物の気持ちや状況に応じた行動について考えたり、学んだりする活動に取り組む。

・「こんな時どうする」では、「予備でほしい場面」を取り上げ...

・「ゲームルール遊び」で「風船パレー」などに取り組まれました。最初は...

...様々な身体を動かす活動を通して、対象物（ボール等）を見て、動きを合わせて手や足を動かす力が育まってきました。また、友だちと協力する活動を通して...

いる。ただし、状況に応じた行動については、場面によってどうからない様子が見られたので、引き続き、学校場を様々な絵を用いて、指導していく必要がある。

参考：福島県特別支援教育センター

引用・参考：福島県特別支援教育センター「コーディネートハンドブック」

22

(幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むために—教科横断的な枠組み—)

- 学習指導要領解説総則編「第3節教育課程の編成2 教科等横断的な視点に立った資質・能力」において、各教科等の指導を進める際の指導に当たって、次ように記述している。

「指導に当たっては、教科等ごとの枠の中だけではなく、教育課程全体を通じて目指す学校の教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことも重要である。」

- このことは、なぜ、教科横断的な枠組みで教科等のつながりを意識しなければならないかを明確に表している。それは、国語で学んだことを算数で、算数で学んだことを国語で活かすことで、教科の枠組みを越えて、本人にとって別な学習場面で使うことになる、つまり、別な学習場面は、本人にとっては別な生活場面として捉えることができる。そういった仕掛けにより、本人が社会にでも活用できる本当の知識・技能になっていることを示している。
- それを学校としてどう実現していくか。それは、各学級で行われている教科等の関連を意識して行うことである。
- 学んだことを生かす、または必要なことを教科で学び、同時期の他の教科などで学びを活かすと言うことが大切である。そのためには、下図のように、年間指導計画等から各教科の学びを関連を図りやすい思考ツールが必要であると考え。このように整理されて初めて、教科横断的な視点に立った資質・能力については、(1) 学習の基盤となる資質・能力、(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力に関しては、まずは、教科等の横断的な枠組みをしっかりと見える化し、整理することで初めて整理できると考えられる。

各教科等	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国語	単元①	単元②	単元③	単元④	単元⑤	単元⑥	単元⑦	……	単元 n		
社会	1年の期をつなぐ						単元⑤		……	単元 n	
理科	体験①	単元②				単元③		単元④	……	単元 n	
総合		単元①						次年度の学習につなぐ			単元③
特活	活動①	単元と単元をつなぐ					活動⑥				
道徳	時間①	時間②	時間③	時間④	時間⑤	時間⑥					時間35
音楽	単元①	単元②				単元③		単元④	……	単元 n	
図工	単元①	単元②		単元③		単元④		単元⑤	……	単元 n	
体育	単元①	単元②	単元③	単元④	単元⑤	単元⑥	単元⑦	……	単元 n		

(「カリキュラム・マネジメント入門」 田村学 2017.3.1 東洋館出版社)

2. 年間授業時数に対する考え方

- 学習指導要領解説総則編「第3節教育課程の編成3教育課程の編成における共通的事項」において、年間授業時数に関して次のように記載している。

- ・ 各教科等のそれぞれの年間の授業時数については、標準として定めておらず、それらの目標や内容を考慮して、各学校で、適切に定めるものとしている。

しかしながら、①小学部・中学部学習指導要領第1章総則第3節の3の(1)のアにおいて、「第2章以下に示す…内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。」と示されていること、②小学部又は中学部の各教科等(自立活動を除く。)③別表第1又は別表第2に定められている各教科等の年間の授業時数は、各教科等の内容を指導するのに要する時間を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら、標準として定められている。

以上のことから、特別支援学校の小学部又は中学部において具体的な授業時数を定める際に、別表第1又は別表第2に示された授業時数が、十分参考になり得ると考えられる。

なお、各教科等の適切な授業時数を定める場合には、簡単に同じ授業時数にするというのではなく、学校において、主体的な立場から弾力的な教育課程の編成を主眼として、学校や児童生徒の実態に即して行うよう留意することが必要である。

(これまでの年間授業時数の示し方の課題)

- 確認すべきは、年間授業時数に関して、各教科等の授業時数がしっかりと明らかになっているかという点である。学習指導要領に示されている共通的事項は、全ての学校が取り組むべき事項である。
- これまでは、教科別の指導において、国語○時間、算数(数学)○時間、生活単元学習○時間、作業学習○時間などの示し方が一般的であった。しかし、この表記では、生活単元学習や作業学習において、どの教科を何時間取り組んでいるのか、分からない状況である。
- したがって、これからにおいては、学校の育成を目指す資質・能力が実現していくために、どの教科等を何時間指導するのか、授業時数として全体像を示すことが大切である。それを踏まえた上で、指導形態別の授業時数配当(所謂時間割上の授業時数)を示すことが重要と考える。
- これらの考えを進めるに当たり、各教科等を合わせた指導については、大幅な意識の改革が必要になると考える。教える側が、どの教科のどのような内容をねらって授業したのか、その教科等の目標に対して学習評価していくということが大切になってくる。
- つまり、「結果として学ぶ」こと自体は、子ども自身はこの感覚でいいかもしれないが、各教

科等を合わせた指導について後から関連している教科を意味づけていくのではない発想の転換が必要になってくる。また、「関連」という言葉で流さずに、しっかりと教育の内容(教科等)をそれぞれ指導目標、学習評価をしていくことが大切になってくる。

例)

【指導内容の組織及び授業時数の配当】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	310					300
算数	140					200
生活	110					180
音楽	80					100
図画工作	80					100
体育	100					120
特別の教科 道徳	25					25
特別活動	10					10
自立活動	20					25
総授業時数	875					1060

例)
この設定、調整は、各教科の標準時数を参考に、本校の各学部の育みたい資質・能力から必要な授業時数を決定していく必要がある。



【指導の形態別の授業時数配当】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	110					110
算数	70					70
生活						
音楽						70
図画工作						
体育						70
特別の教科 道徳						15
特別活動						
自立活動						
日常生活 の指導	358					25
生活単元学習	337					00
総授業時数	875					060

例)
この設定、調整は、児童生徒の学びやすさを考えて、教科別に指導するか、指導形態を工夫するかという視点が必要である。

各教科等を合わせた指導に、「日生」「生単」どちらに、どの教科等を何時間、合わせたのかを分かるようにしなければならない。
したがって、説明できやすいように、表記については工夫が必要である。

1. 調和的な発達の支援のために

(調和的な発達を支えるための3つの枠組みと11項目)

- 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に従って、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。その際、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、学校や地域の実態を考慮して、適切な教育課程を編成するものとしている。
- その調和のとれた育成の中で、学習指導要領解説総則編「第5節児童生徒の調和的な発達の支援」では、児童生徒の調和的な発達を支えるために配慮する事項について3つの枠組みと11項目を挙げている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実<ol style="list-style-type: none">(1) 学級経営、児童生徒の発達の支援(2) 生徒指導の充実(3) キャリア教育の充実(4) 生涯学習への意欲の向上(5) 個別の教育支援計画の作成(6) 重複障害者の指導(7) 学校医との連携2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導<ol style="list-style-type: none">(1) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導(2) 日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導3 学齢を経過した者への配慮<ol style="list-style-type: none">(1) 学齢を経過した者を対象とする教育課程(2) 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善 |
|---|

(発達を支える指導—キャリア教育及び個別の教育支援計画を考える—)

- 本校においては、特に「1 児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実」が発達の支援として大きく関わってくる事項である。(1)については学級経営誌、(2)については生徒指導部、(6)については専門家指導員との連携、(7)については学校医を交えた学校保健委員会など、児童生徒の調和的な発達を支えるための方策がとられている。
- しかし、その一方、(3) キャリア教育の充実については、本校においても、学校全体におけるキャリア教育全体計画などで充実が図られている。しかしながら、そもそもキャリアの定義にもあるように、一人一人のキャリア発達を促すもの、個性が強いものである。その点においては、本校において個別に十分に押さえているかという点と弱い点であると考えられる。

- また、個別の教育支援計画においては、長年活用してきた様式を基礎としながら、もう一度基本に戻り、本来個別の教育支援計画が求めている内容がしっかりと記載されているか、分かりやすく活用しやすくなっているか検討が必要であると考えられた。さらに、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）H24.7」などにおいて合理的配慮の考え方が示され、合理的配慮を個別の教育支援計画に明記することが望ましいことが述べられている。
- このようなことから、キャリア教育、個別の教育支援計画について、学校として調和的な発達を支えるために改善が必要と考えられる。

（個別の教育支援計画について）

- 個別の教育支援計画は、学習指導要領解説総則編「第 5 節児童生徒の調和的な発達の支援（5）個別の教育支援計画の作成」の中で、個別の教育支援計画を作成し活用するためには、具体的には、障がいのある児童生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなどの関係機関の役割を明確にすることであると述べている。
- これまでは、本人が「人とコミュニケーションをとって活動できるようにする」「人と仲よく活動できるようにする」などのどちらかという指導目標のような形での記載が多く、それゆえに、何が支援の内容か、支援する側の目標なのかが伝わりにくい結果となっており、むしろ、改善・克服を目指す自立活動の指導のような形になってしまう恐れすらある。
- つまり、どのような支援が可能であるか、支援の目標となっていることから、本人が「~できるようになる」などの本人が指導され、実現をしていく視点ではなく、支援する側の目標として、例えば「~できるように〇〇の支援を行う。」という設定になると考える。
- また、このように整理されることによって、個別の教育支援計画の活用にあたって、引継ぎの際に適切な支援の目的や教育的支援内容がすぐに分かり、伝わりやすくなる。また、個別に必要な支援内容となることから、個別に必要な配慮としての調整・変更等が生じることから、合理的配慮と位置付けられることから、合理的配慮として明記することができると言える。
- その際、合理的配慮を考える際には、これまでの個別に行っていた配慮を、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）H24.7」の中でも述べている 3 観点 11 項目で見直していくことにより、本人を取り巻く学校生活において、バランスよく合理的配慮が考えることができる。福島県特別支援教育センター「コーディネートハンドブック」の中で示した「個別の教育支援計画（例）」を参考にしながら、本校においても目的に向か

ってシンプル化していくことで、関係している福祉機関等において、学校で行っている教育的支援内容（合理的配慮）として、共有・活用しやすいものになると考える。

(支援目標設定の理由)
<p>意思表示が難しいことから、絵カードによる本人の意思表示できる支援が必要。また、状況が急に変わったり、自分なりの解釈で活動を進めたりして、活動中に精神的に不安定になることがあるので、事前に活動内容やルールを本人と確認することが必要である。さらに、不安定になった時に、落ち着ける場があると、自分で気持ちを切り替えることができるので、その場所も支援として必要である。また、状況に柔軟に対応することや対人関係に関する指導が必要であり、自立活動での指導が必要である。</p>
支援目標 (◎支援 ○指導)
<p>◎本人の意思伝達のための絵カード ◎事前に活動内容やルールを本人と確認 ◎精神的に不安定になった時の支援 ○状況を柔軟に受け入れて、取り組むことができる指導 ○対人関係に関する指導</p>

支援内容・方法 (個別に必要とする合理的配慮等)

支援内容・方法	支援の評価
<p>【教育内容・方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵カード等を用いて、本人の意思を表現する機会を支援する。 ・事前に活動内容やルールを・・・ ・障がいから生じる困難さを改善、克服する指導として、自立活動の指導において指導を行う。詳しくは個別の指導計画へ(支援目標の指導部分)。 <p>【支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後デイサービス どんぐりを利用 	<p>→継続： →継続： →継続：詳しくは個別の指導計画へ。 →変更：家庭の都合から○○変更</p>

図：個別の教育支援計画のイメージ図

参考：福島県特別支援教育センター「コーディネートハンドブック」

(キャリア教育の充実について)

- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）平成 23.1」の中で、キャリア教育の定義として「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度」を育成することを述べている。また、学習指導要領解説総則編においても、「キャリア教育は、児童生徒の将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものである。」としている。
- 「キャリア発達」に関しても、中教審答申（H23.1）の中で、「キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程」と定義づけている。
- これまでも、キャリア教育の充実については、これまでも各学校で、研修を中心に取り組むなどして、学校全体のキャリア教育全体計画の作成など、県内でも多くの取組がある。しかし、キャリア教育については、その時の研修での取り組み後は、その意識やキャリア教育に対する熱量が下がってくるのが現状としてある。
- また、キャリア教育の充実を考える時、定義にあるように、一人一人に着目した児童生徒の調和的な発達の支援に関しての取組としての視点が必要である。個別の教育支援計画のように一人一人に応じた取り組みがある一方、キャリア教育に関しては、担任に任されている状況である。

- つまり、一人一人のキャリア発達を促すための何らかの学校としての体制が必要になってくる可能性があり、個別のキャリア教育シートの作成・活用に取り組むことで、継続した取り組みが可能となり、学習指導要領解説総則編「第5節児童生徒の調和的な発達の支援」にある3つの枠組みと11項目の実現が図られると考える。

(キャリア教育シートについて)

- キャリア教育シートを考えていく際には、やみくも業務を増やすことではなく、学習指導要領解説総則編のキャリア教育の充実に記載されている内容の実現をシンプルに図ることである。つまり、学習指導要領解説総則編の記載にある「キャリア教育の児童生徒の将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ」という部分に対して、どこで意識をさせたのか、本人や保護者と話し合う場はあるのか、その考えは記録され、引き継がれているかといった視点をまず必要がある。
- また、キャリア発達の部分に関して、学習指導要領解説総則編には、「将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが重要である。」と述べている。
- つまり、本人や保護者に将来のキャリアを意識させ、取り組んでいく場と、教師側が、それらの情報を基に、その児童生徒が、自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現していくための、こちらからの働きかけを明確にしていく必要があると考える。
- その際、明確にする際の一つの指標として、学習指導要領解説総則編「第5節児童生徒の調和的な発達の支援」のキャリア教育の充実の中で、「キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものである」と述べている。この「基礎的・汎用的能力」とは、中教審答申（H23・1）の中で、以下のように述べている。

・基礎的・汎用的能力は、分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であると考えます。

・基礎的・汎用的能力の具体的内容については、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力に整理した。

これらの能力は、あくまでも包括的な能力概念であり、この4つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互の関連・依存した関係にある。

- こうした視点を取り入れながら、本人・保護者の将来の生活や社会、職業などの見通しや学校生活での実態を踏まえ、4つの能力のうち、どれを特に意識して取り組んでいくのか、意識し、定期的に振り返ることが大切であり、本人の調和的な発達をさらに支えることができると考える。
- また、「学校生活の中で、自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけ」を考えて、意図的に取り組むことで、キャリア発達をさらに促されると考える。このよう

な取組を行うことで、一人一人のキャリア発達を促す意図的なキャリア教育を行い、本人や保護者と連携しながら、継続的に指導することができる。

方向性の案Aキャリアガイダンスシート

作成年月日 年 月 日 () 担任氏名

将来の生活や社会、職業などについての考え	
【本人】	【保護者】
実現のために、自分が今できること	

学校としてキャリア発達を促す教育

特に育てたい力（基礎的汎用能力から）*特に力を意識して働きかける項目に○

<p>○人間関係形成・社会形成能力</p> <p>*多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力</p>	<p>○自己理解・自己管理能力</p> <p>*自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの志や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力</p>
<p>○課題対応能力</p> <p>*仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力</p>	<p>○キャリアプランニング能力</p> <p>*「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力</p>

社会（学校）の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけ

例

- 通年**：特別活動（係活動）…その際自分で、好きな係活動を選び、継続的にできるように、その際、自分の役割がどれだけ学級の役に立っているのか、言葉をかけていくようにする。
- 前期**：各教科等を合わせた指導（作業学習）…グループリーダーを任せ、自分が目指すグループ像を意識させ、役割の中で、自分の目指すグループ像が実現できるように、その状況に応じて働きかけていくようにする。
- 後期**：特別活動（御射指導）…自己理解を深めながら、様々な御射があることを知り、自己実現のためにどんな御射があるのかを考えることができるようにする。

取組の様子	
前期	後期

図：キャリア教育シートのイメージ図

第5章 具現化するための教育課程の充実方策—実施するために—

1 具体的な教育課程の方策について

- 第1章では、学校としての課題をあげ、その課題に対して解決する方策と根拠と第2章～第4章にあげてきた。これらの実現を図るためには、本校の教育課程に関して、どのように表現するかが重要になってくる。その点について、この章では、あくまでも充実の方向性として示していく。

(学校教育目標等の示し方について)

第2章で学校内での調整や議論によって修正を図った後に、教育課程には、学校教育目標と本校の育成を目指す資質・能力を明確にして表記していくことによって、より意識して実現化を促すことができる考える。

(学部目標について修正の必要性)

学校教育目標の見直し、修正が図られた場合、それに伴い、学部の目標の修正等が必要になる。仮に、第2章で示される学校教育目標等が実施される場合、以下のような系統だった学部目標が考えられる。

例)

小学部 身近な生活で扱う基礎的・基本的な知識・技能を習得し、活用できる力 (知・技)



自ら考え、友達と一緒に、課題を解決していく力 (思・判・表)

自ら考え、学ぼうとする力 (学・人)

中学部 生活や社会で扱う基礎的・基本的な知識・技能を習得し、活用できる力



学びを活用し、互いに協力して、課題を解決していく力 (思・判・表)

自ら進んで考え、学ぼうとする力 (学・人)

高等部 自立と社会参加のために基礎的・基本的な知識・技能を習得し、活用できる力



自分の考えを持ち、互いに協働して、課題を解決していく力

自ら進んで考え、学ぼうとする力 (学・人)

自立と社会参加へ

- 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領においても、体育の目標等の記述の中で「(小) 身近な生活」→「(中) 個人生活」→「(高) 社会生活」などで系統性を表現している。本校においても、その視点で、小学校6年間、中学部3年間、高等部3年間でどう系統的、発展的な見通しを学校全体、職員間全体で共通理解を図っていくことが重要となる。

(教育課程編成上の基本方針に育成を目指す資質・能力を明記していく)

教育課程編成上の基本として、学校が目指す方向性として資質・能力を整理し、学校全体等の議論により、今回修正等を図っていくことになる。それが、教育課程の大きな基本方針となることから、教育課程の基本方針の部分では文言化していくことが重要である。

(学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い)

- 今回の学習指導要領解説自立活動編で、実態把握の仕方及び指導目標、指導内容までの流れについて、そのプロセスが示された。そのことを受け、第3章にて、自立活動の個別の指導計画の様式の充実方策を挙げてきた。以下のような修正点が考えられる。

例)

H30年教育課程

(小学部2教育課程編成上の方針(4)学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い)

イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階及び教育的ニーズに応じた指導目標や内容、計画を明確にしなが、教科別指導や各教科等を合わせた指導、特別活動の指導を通じて行うようにする。



例)

イ 児童(生徒)の一人一人の障がいの状態や発達の段階等の実態から必要な情報を把握して的確に課題を抽出し、それらに基づいて得られる指導すべき課題相互の関連を検討し、指導目標や指導内容を設定しながら、教科別指導や各教科等を合わせた指導、特別活動の指導を通じて行うようにする。

見直し例

(年間授業時数に関する修正)

- 基本的には、第3章に示している充実方策の通りである。
指導内容の組織及び授業時数の配当と指導の形態別の授業時数配当が明確に示すことが大切となってくる。
- その際、年間の教科の授業時数は、何を参考にするのか、それは本校の児童生徒の実態や学校の現状を踏まえて弾力的に決定していいことになっている。決定の際には、本校の育成を目指す資質・能力を踏まえながら、その学部での何を育成するのか、また、学習指導要領解説総則に示されている別表と発達段階を考えながら決定していくことが大切になる。
- 初めての試みである次年度に向けて、この適切な授業時数に関しては、今後、教育課程検討委員会が全て行うのではなく、その委員会と連動して授業時数に関する検討チームがあるといいのではないかと考える。

(教育課程上の実施方針について)

- 基本方針と同様に、こちらも学校として育成している資質・能力についての記述を追加していく必要があると考える。また、各教科の段階等を明確にしていく方向性も明確にしていくことで、第3章に示した内容が実現できると考え、以下のような修正点が考えられる。

H30年教育課程

(小学部4教育課程実施上の方針(1)通常の学級における教育課程実施上の方針)

(1)各教科

各学年とも、各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、社会生活に必要な基礎的・基本的な指導の内容を精選し、個に応じて系統的・発展的に指導する。教科学習を帯状に設定することで、指導内容の定着・習熟を図ることができるようにする。



例)

(1)各教科

各学年とも、各教科等を合わせた指導との関連を図りながら、身近な生活に(中では生活や社会で扱う、高では自立と社会参加における)必要な基礎的・基本的な知識・技能を習得し、個に応じて各教科の学びの段階を明確にしながら、系統的・発展的に指導する。教科学習を帯状に設定することで、指導内容の定着・習熟を図ることができるようにする。

見直し例

(5)各教科等を合わせた指導

イ 生活単元学習

(ア) 児童の興味・関心や経験に基づき、行事単元や季節単元、交流及び共同学習の単元等を年間指導計画に適切に配置し、生活上の課題解決・目標達成のための一連の活動を経験して満足感や成就感を味わって生活する力を身に付けるように指導する。



例)

(ア) 各教科等の目標及び内容の指導形態の工夫として取り扱い、児童の興味・関心や経験に基づき、行事単元や季節単元、交流及び共同学習の単元等を年間指導計画に適切に配置し、生活上の課題解決・目標達成のための一連の活動を経験して満足感や成就感を味わって生活する力を身に付けながら、各教科等の資質・能力を育むように指導する。

見直し例

(時程表について)

- これらの教育課程の実現に向けては、登校時間と下校時間についての議論は避けられない。新築校舎に移転に伴い、公共交通機関との関係等も含め、検討が必要であると考えられる。

- また、現在よりも校舎が大きくなることを考えると
 - ・休憩時間の10分では、実態に応じては、児童生徒の休み時間の確保が難しい状況
 - ・給食の時間から5時間目の始まりまでの時間が短く、現在、13:00からの実施が難しい状況にあること
 - ・給食が日常生活の指導がかかっていないことから、本来、生活科の「基本的生活習慣」における指導を行っていない時数になっていること。

- 次ページにあげる時程表はあくまでも、現在情報集できる公共交通機関等、実態を加味し、小学部を想定したものである。時程表については、今後、教育課程検討委員会が中心となって、実際に運営する教員との意見を交えながら、年間授業時数との関連も図りながら決定していくこと重要であると考え。

	月	火	水	木	金
8:30 ~9:15	日生	日生	日生	日生	日生
9:15 ~9:40	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)
休憩15分					
9:45 ~10:30	国語	算数	国語	算数	国語
休憩5分					
10:35 ~11:20	生単	生単	生単	生単	生単
休憩5分					
11:25 ~12:10	生単	生単	生単	生単	生単
12:10 ~12:30	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)
12:30 ~13:15	給食				
13:15 ~13:40	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)
13:40 ~14:25	体育	音楽	特別活動	体育	音楽
14:25 ~14:45	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)	日生(0.5)

*追加資料 通知表の関する様式の在り方について（答申）（R元. 5. 27）

1 本校における通知表に関しての方向性として

- 通知表に関して、「第2回審議のまとめ（R元.5.16）」を受けて改善が図られ、別紙様式に示された。

私たちが経験してきた通知表は、「保護者に対して子どもの学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で作成（文部科学省 Web サイトより）」の意味合いが強いものであった。特に特別支援学校においては顕著のように思われる。

しかし、今回の書式の特徴として、学習指導要領にある「学習評価」としての意味合いを中心とし、「児童又は生徒の良い点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする～後略～」が大きな趣旨となる。もちろん、前者の保護者に対して学習指導の状況を伝える機能も兼ね備えている。

そういった意味では、双方の機能を兼ね備えているこれまでにない形として、相馬支援学校の特色として大いに発信できると考える。

2 通知表に関する理解・推進に向けて

- 通知表に関して、様式等の議論については、「第2回審議のまとめ（R元.5.16）」の通りである。新しい取り組みであるが故に、どのように本校の教員や保護者にその趣旨を理解を図っていくかについては重要な視点である。その点について、以下のような視点が出された。

【「通知表」という文言】

児童生徒が分かるように学部ごとに名称を決めていく。学部主事が中心に進める。

【保護者理解】

「通知表」と「個別の指導計画」との違い、「通知表」の趣旨などを保護者に説明する必要がある。その通知に関しては教務部の役割とする。

【日々の学習評価】

研修部が中心となって、今年度取り組んでいる学習評価に関する研修が、そのまま「通知表」につながることを各研修グループで触れるように働きかける。日々の学習評価の推進が図られ、さらに日々の仕事の連動を図っていくことが多忙化解消にもつながる。

【多忙化解消という視点から】

・学期末に出す学級通信に関しては、この「通知表」にもって変えられることから、その点の負担の軽減になる。また、「通知表」を渡し、子どもたちに説明する時間の設定も考えられることから授業構築の視点、かつ教材としてもそのまま使用できる意味で、新たに学期末に作成する必要がないことから負担軽減になることも考えられる。

・「なぜ、作るのか」の説明の際に、上記の方向性で示している内容での説明もあるが、「学期ごとに頑張ったことを伝えたい。」という思いがどの教員にもある。そういった部分が表現できるのが「通知表」であることを伝え、「やらされる」から「伝えたい」という気持ちになるような視点での説明が大切であると考えられる。

3 今後の具体的な日程について

- 5月下旬の職員会議にて提案していく考えも出されたが、プロジェクトチームとしては、6月3日の学部会で方向性の説明、その後すぐに「通知表」に関して学校全体に向けて教務部からの説明をしていく日程がスムーズに進んでいくのではないかと意見が出された。

さらに、その学部会前に、朝の打ち合わせ等で、校長より「通知表」に関する方向性等の話に触れていただくことで、より本校教員が取り組みへの理解や意欲の部分について刺激され、学部主事による学部会での説明等がスムーズに進むのではないかと意見が出された。

- 新しい取り組みには、必ず負担感が生じる。だからこそ、なぜこれを行うのか、上記に挙げられたような説明や質疑応答を丁寧にしていくこと大切である。そういったプロセスを経ることによって、学校の教員一人一人が相馬支援学校の新たな「通知表」について、自分たちの取り組みになっていくと考える。